

産業廃棄物最終処分場等の排出水の監視に係る調査実施要領

1 趣旨

本要領は、佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例（令和8年佐賀県条例第18号。）第27条第1項の規定による調査（以下「調査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 調査の体制

- ・循環型社会推進課は、年に1回、調査対象施設、検体採取日、検査項目等の調査計画を作成し、衛生薬業センターと協議の上、調査を実施するものとする。
- ・循環型社会推進課は、検体の採取及び搬入を実施し、衛生薬業センターに検査を依頼するものとする。
- ・衛生薬業センターは、循環型社会推進課からの依頼により、検体の検査を実施するものとする。
- ・衛生薬業センターは、循環型社会推進課に検査結果を報告するものとする。
なお、基準値を超過した場合及び循環型社会推進課が必要と認めた場合は、最終処分場の名称、検体採取日及び検査結果について、速報を提出するものとする。
- ・調査について、追加や変更、疑義が生じた場合は、循環型社会推進課と衛生薬業センターでその都度協議するものとする。

3 調査の内容

- ・原則として、管理型最終処分場及び一般廃棄物の最終処分場の場合は放流水を、安定型最終処分場の場合は浸透水を調査するものとする。ただし、最終処分場に係る不適正事案があった場合は、状況に応じて調査内容を個別に検討し追加するものとする。
- ・調査は、一般項目（pH、BOD、COD、SS等）のみ検査する一般項目検査と、総点検項目（排水基準等に係る項目又は地下水等検査項目）を検査する総点検項目検査からなるものとする。
- ・調査項目、基準値及び頻度については、別表のとおりとする。ただし、必要に応じて見直すものとする。
- ・調査の方法は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年／総理府／厚生省／令第1号。以下「基準省令」という。）に基づくものとする。
- ・衛生薬業センターが実施する水質検査の方法は、原則として、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成10年6月

16日環境庁・厚生省告示第1号)に定める方法によるものとする。

4 調査結果に異常値があった場合の対応

- ・調査の結果、廃棄物に起因する基準値の超過が判明した場合、循環型社会推進課は最終処分場の設置者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく指導を行うものとする。
- ・調査の結果、周辺環境への影響が懸念される場合は、循環型社会推進課は河川管理者、県有明海再生・環境課、市町環境担当部局等の関係部署に速やかに通報するものとする。
- ・基準値の超過が発生した最終処分場における調査にあつては、別表の規定にかかわらず、基準値の超過の判明後から改善の措置等により水質が基準値以下となった後2年間経過するまでの間は、調査項目及び調査回数の追加等の必要な措置を講じた上で実施するものとする。

5 調査の開始および終了

- ・最終処分場については、規則で定めるところにより、調査を実施するものとする。
- ・法に基づく埋立終了届が提出された最終処分場（以下「埋立終了処分場」という。）については、一般項目検査の頻度を3月に1回に減ずることとする。
- ・法に基づく廃止の確認を受けた最終処分場については、調査を終了するものとする。
- ・埋立終了処分場、管理者不在の最終処分場等において、過去5年以上調査結果に異常値がない場合、調査を終了することができる。
ただし、調査箇所によっては、市町担当者や地元住民への説明や報告が必要な場合があるため、慎重に検討した上で調査の終了を判断するものとする。

6 調査結果の公表

- ・循環型社会推進課は、衛生薬業センターから検査結果の報告を受けた後、検査結果等を速やかに佐賀県庁ホームページへ掲載し、公表するものとする。
- ・公表する内容は、最終処分場の名称、所在市町、施設の種類、検体採取日、検査結果とする。

7 その他

- ・トラブル防止のため、調査に際しては必要に応じて相手方の代表者等の了承を得るものとする。

別表

		項目	基準値	頻度
一般廃棄物の最終処分場（放流水） ・ 管理型最終処分場（放流水）	一般項目	pH、BOD、COD、SS	基準省令別表第1	1月に1回 （埋立終了処分場は、3月に1回）
		電気伝導度、色相、臭気、透視度	異常変動がないこと	
	排水基準等に係る項目		基準省令別表第1	年1回
安定型最終処分場（浸透水）	一般項目	BOD、COD	基準省令 BOD: 20mg/L COD: 40mg/L	2月に1回 （埋立終了処分場は、3月に1回）
		pH、SS、電気伝導度、色相、臭気、透視度	異常変動がないこと	
	地下水等検査項目		基準省令別表第2	年1回

附 則

この要領は、令和5年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年3月18日から施行する。